

## 委託事業：働き方改革推進支援センター

働き方改革推進支援センターは、厚生労働省が設置した中小企業・小規模事業者向けの支援機関で、働き方改革関連法の施行に伴い、長時間労働の削減や同一労働同一賃金の実現、賃金引上げ、人手不足対策などの課題に対応するための相談窓口です。

### 1. 全国に設置された時期

働き方改革推進支援センター(以下、「支援センター」という。)は平成30年(2018年)4月より、全国47都道府県に順次開設されました。

この開設は厚生労働省が主導する支援体制の一環として実施されたもので、中小企業・小規模事業者向けのワンストップ相談窓口として運用が開始されています。

### 2. 法的根拠・性質

#### (1)法的根拠

支援センター自体には独立した明確に設置根拠を定めた法律は存在しません。そのため、法律上の独立した法人格や法定機関としての根拠法はありません。代わりに以下の形で設置・運用されています：

- 厚生労働省が推進する政策(働き方改革関連法の施行・周知・支援)に基づく行政施策の一環として、国の予算(委託費)によって運用されている制度であることがポイントです。
- 実際の運用は厚生労働省委託事業として、全国社会保険労務士会連合会などを受託先として実施されているものです。

### 3. 設置に至る経緯と背景

#### (1)働き方改革関連法の施行背景

- 日本では「働き方改革」が政府の重要政策として掲げられ、労働時間の上限規制、同一労働同一賃金、年次有給休暇取得の義務化などの働き方改革関連法が平成31年(2019)年4月から順次施行されました。
- これらの法改正は特に中小企業にとって実務負担が大きいとされ、各企業が法対応に苦慮するケースが多く存在することも問題視されていました。

#### (2)中小企業支援の必要性

- 中小企業・小規模事業者は大企業と比較して労務管理や法対応のリソースが限られる傾向があり、法対応支援が政策課題となりました。
- 厚生労働省が、働き方改革の法施行に伴う中小企業支援を強化する必要性を受けて、相談支援体制の整備を進めたのが支援センター設置の主な背景です。

#### (3)支援センターの役割

支援センターの主な機能は以下の通りです：

- 労務管理・就業規則・賃金制度・36協定(労働時間協定)・同一労働同一賃金対応など

#### の相談支援

- 無料相談窓口として電話、面談、メール対応、訪問コンサルティングも実施
- 助成金制度の活用アドバイス、働き方改革関連セミナーの実施
- 相談員として 社会保険労務士等の専門家を配置

など、働き方改革関連法に対応する実務支援が中心です。

#### 4. 長野県働き方改革推進支援センターの受託者

平成 30 年度から令和 6 年度までは都道府県単位での調達が行われていましたが、令和 7 年度から、本省での調達に変わり、47 都道府県に支店・支部等の拠点があることが入札の要件となっています。

| 年度           | 受託者           |
|--------------|---------------|
| H30(2018)    | 長野県中小企業団体中央会  |
| H31／R1(2019) | 長野県中小企業団体中央会  |
| R2(2020)     | 長野県中小企業団体中央会  |
| R3(2021)     | ㈱タスクール Plus   |
| R4(2022)     | ㈱タスクール Plus   |
| R5(2023)     | ㈱タスクール Plus   |
| R6(2024)     | ㈱タスクール Plus   |
| R7(2025)     | 全国社会保険労務士会連合会 |